

「むつ市のうまいは日本一！」PRグッズ及びロゴマークの使用に関する要  
綱

平成25年3月28日

むつ市告示第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の製品の総合イメージの向上を目的として市が整備した「むつ市のうまいは日本一！」PRグッズ及びロゴマーク（以下「PRグッズ等」という。）の貸出し及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 PRグッズ等は、別記のとおりとする。

(PRグッズ等に関する権利)

第3条 PRグッズ等に関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用基準)

第4条 PRグッズ等を使用することができる基準は、次のとおりとする。

- (1) 市に関連するイベント等に使用するものであること。
- (2) 農林水産物等の消費拡大活動又は販売促進活動に使用するものであること。
- (3) 市のイメージ向上に資するものであること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める場合

(使用の申請)

第5条 PRグッズ等の使用の申請は、PRグッズ等使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 企画書、要綱等のPRグッズ等を使用する事業の内容が分かる書類
- (2) PRグッズ等の使用方法が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(審査等)

第6条 市長は、前条の申請があつた場合において、その内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、当該使用が適当であると認めるときは、PRグッズ等使用承認書（様式第2号）を、当該使用が適当でないと認めるときは、PR

グッズ等使用不承認通知書（様式第3号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

（使用料）

第7条 PRグッズ等の使用に要する料金は、無料とする。ただし、運搬に要する費用及びマダム・ムチュリー着ぐるみのクリーニング代等の費用については、前条の規定によりPRグッズ等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

（遵守事項）

第8条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 市及びキャラクターのイメージ向上に配慮すること。
- (2) PRグッズ等を適正に管理するとともに、キャラクターのイメージを損なうおそれがある言動を行わないように指導及び監督すること。
- (3) ロゴマークを使用する場合は、定められたデザイン及びデザインカラーで使用し、使用する物品等の見本品を、市に提出すること。ただし、当該物品等の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (4) 着ぐるみ又はぬいぐるみを使用した場合は、返却時に写真その他使用状況が分かるものを提出すること。
- (5) PRグッズ等を転貸しないこと。
- (6) ロゴマークの使用の承認を受けたときは、使用する物品等に承認番号を記載すること。

（承認内容の変更）

第9条 使用者は、第6条の使用の承認を受けた内容について変更をしようとする場合には、PRグッズ等使用変更申請書（様式第4号）により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、変更を承認することが適当であると認めるときは、PRグッズ等使用変更承認書（様式第5号）を、変更を承認することが適当でないとき、PRグッズ等変更不承認書（様式第6号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

（使用中止等）

第10条 使用者は、PRグッズ等の使用を中止し、又は第8条の遵守事項を満たさなくなったときは、直ちに、PRグッズ等使用中止届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 使用者は、前項の規定による届出をしたときは、直ちに使用を中止しなければならない。

(使用承認の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、PRグッズ等使用承認取消通知書(様式第8号)により当該使用者に通知するものとする。

- (1) 第8条の遵守事項に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、使用の承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により、承認を取消した場合において、使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(無承認の使用)

第12条 市長は、PRグッズ等の無承認の使用については、その使用を中止させるものとする。この場合において、PRグッズ等を無承認で使用している者は、直ちに使用を中止するとともに、自らの責任においてPRグッズ等を使用している物品の回収をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、PRグッズ等の使用が商用目的でない場合には、使用者に対し申請書の提出を求めるものとする。

(責任の制限)

第13条 使用者がPRグッズ等の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合においては、市は損害又は損失その他法律上の責任を一切負わない。

2 使用者は、PRグッズ等の利用に当たり故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報公開)

第14条 市長は、PRグッズ等の使用の承認の状況等について、広く使用の促進を図る観点から、PRグッズ等の使用の状況について、周知するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、PRグッズ等の貸出し及び使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。